

新たな個体群管理の考え方（たたき台）

1. 背景

- 2023（令和 5）年度は統計開始以降過去最多の出没・人身被害件数を記録し、東北地方では大量出没の規模が拡大するなど、近年のクマ類の個体数増加や分布拡大に伴う人の生活圏への出没や人身事故の増加している状況を鑑み、2024（令和 6）年 9 月に新たな個体群管理の考え方を「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」（以下、「補足資料」という。）に取りまとめた。
- 補足資料では、クマ類の保護・管理の目的を達成するため、「個体群の安定的な維持及び人との軋轢軽減を図ることができる個体数に管理する」ことを個体群管理の方針とした。
- 個体数や軋轢が増加している（又は大きい）保護管理ユニットは、【地域個体群の安定的な維持】が可能な範囲で、【人との軋轢抑制】のため、個体数を減少させることが選択可能となった。
- 個体数を減少させる場合、これまでの個体群管理で実施してきた「問題個体管理」に加えて、「緩衝地帯での個体数管理」を実施できる。



図1 個体群の状況に応じた個体群管理のイメージ（補足資料：図2を改変）

表1 ゾーン区分に応じた個体群管理（補足資料：表1を改変）

ゾーン区分		人の生活圏		緩衝地帯	コア生息地
		排除地域	防除地域		
問題個体管理	特定の問題個体※1	●	●	●	●
	ゾーンによる判断※2	●	●		
緩衝地帯での個体数管理		—	—	●	—

□ 問題個体管理

※1：人への危害・経済的損失を発生させる個体が対象。問題個体を特定し選択的に対応することは、被害の防止により効果的である。

※2：防除地域は原則として被害防除対策の実施が前提のため、防除地域への侵入個体は被害の有無に関わらず対象。被害防除対策の実施が難しい場合も捕獲は可能だが、侵入の要因や経路を突き止め、新たな個体の侵入防止に努める。排除地域に侵入した個体は住民の安全確保を最優先とし問題個体として早急かつ適切に個体の排除を行う。

□ 緩衝地帯での個体数管理

軋轢軽減のため緩衝地帯で捕獲を行い個体数の減少を図る。

2. 新たな個体群管理の考え方を導入するうえで検討が必要な事項

補足資料で提示した新たな個体群管理を導入する際に検討が必要な事項について、以下の（１）～（２）にたたき台を示しその流れを図３に示した。

（１）個体群の取扱いの方針を決定する際の考え方（たたき台）

- 現行ガイドラインでは、４つに区分した個体数水準に応じて保護・管理の目標を定めている。
- 現状では、特に個体数水準３以上において、各保護管理ユニットの分布面積や個体数が大きく異るとともに、各個体群によって軋轢の状況も様々である。東北地方の大規模個体群における大量出沒の大規模化が近年特に大きな問題となっているとともに、他の個体群でも様々な問題が生じている。

以上から、個体数や分布域の規模・連続性だけで一律に区分する個体数水準ではなく、軋轢の状況等も含めて各保護管理ユニットの個体群の取扱いの方針や目標設定・実施内容を検討・設定できるようにすることが有効である。

- ✓ 国は、各保護管理ユニットや都道府県が、①現状把握・分析の際に必要な情報・整理の考え方と、②個体群の類型毎の基本的方向性や個体群管理施策を検討するための考え方をガイドラインで示す。
- ✓ 都道府県は、保護管理ユニットの個体群の状況を「個体群の状況」と「軋轢（被害）の状況」、その他（管理体制、予算等）等から総合的に判断して政策課題と管理の目標を設定し、目標に応じて保護管理ユニットごとに個別に個体群の取扱いの方針を決定するとともに、施策を検討する。

（２）個体数を減らす場合の目標とする個体数の範囲の設定等の考え方（たたき台）

- （１）によって個体群の取り扱いの方針として個体数管理を実施することとなった場合、都道府県それぞれが目標とする個体数の範囲を設定し、それぞれで捕獲施策を展開すると個体群維持に支障を来す可能性もある。このため、保護管理ユニット全体で個体数を管理することが必要である。
- 個体数削減は、個体群の軋轢や規模、生息地の状況、管理体制、予算等によって目的（解決したい社会的課題）や個体数削減の対象となる地域の範囲が異なり、それらに応じた考え方でユニット全体の個体数の目標を設定することが想定される。

・ 目標とする個体数の範囲の設定（例）

（例１）東北地方等の大規模個体群のうち、大量出沒の規模を縮小のために個体数削減を行う場合

科学的にも十分な根拠が用意できることが望ましいが、難しい場合は、複数の情報を根拠とした仮説に基づく暫定的な目標設定が考えられる。複数の指標を使ったモニタリングによる検証と、状態の変化に応じて方策を変える方法が重要。

（例２）都道府県内の特定の地域における出沒抑制のために必要な個体数削減を行う場合

それぞれの地域において出沒軽減等に必要な捕獲数を積み上げ、個体群維持の範囲内で保護管理ユニットにて目標頭数を設定する方法等が考えられる。

以上のように、各保護管理ユニットや都道府県が対応したい社会的課題に応じた目標設定の方法が考えられるが、いずれの場合でも保護管理ユニット全体での個体数の管理が必要である。

・評価、施策の見直し・調整の考え方

個体数削減は、クマ類の出没による社会との軋轢を軽減するためのものであり、かつ、保護管理ユニット全体で安定的に個体群を維持することが必要であることから、毎年または複数年の個体群動向や軋轢動向等を評価し、施策及び政策を見直すことが必要である。

さらに、どのような状態になったらどのように施策を変更するのか、そのためにどのような指標を収集し評価するのかを「あらかじめ」設定しておくことも重要である（能動的順応的管理）。

①個体群維持の観点

個体数が〇〇以下になったら捕獲数を抑制する、個体数が〇〇に近づいたら回復措置に切り替える 等

②被害軽減の観点

〇〇年継続して被害低減効果が得られない場合は捕獲数や方法を見直す 等

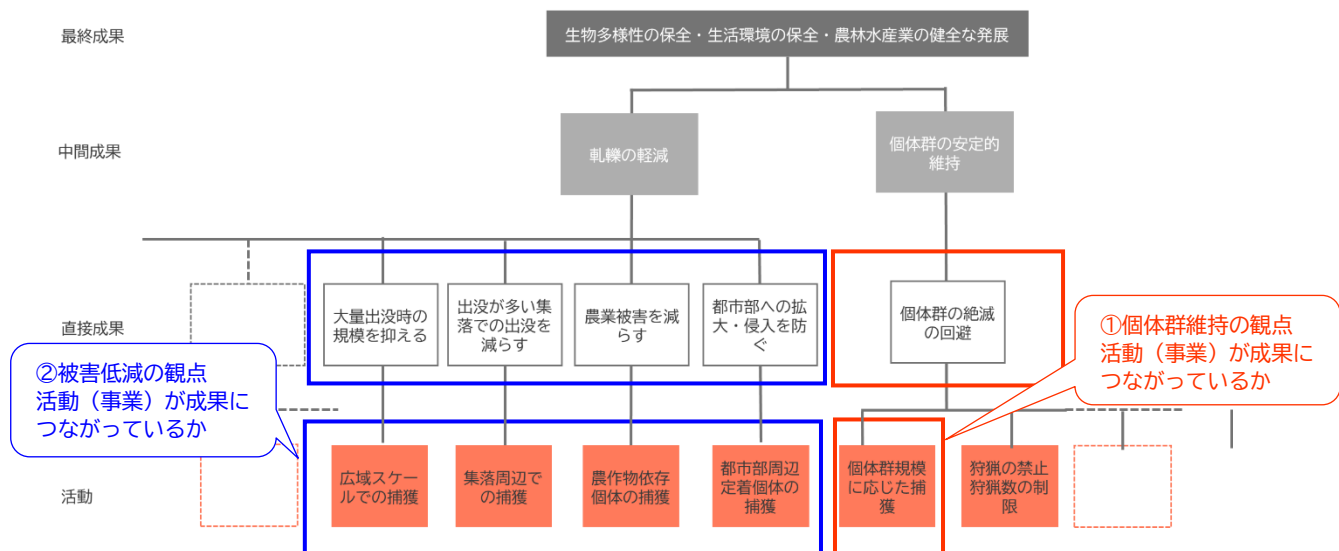


図2 評価の観点

評価する指標や設定する状態、施策の見直し・調整方法等は、個体数や規模、地域の景観や背後の山塊の大きさ、主たる産業、管理体制、地域住民のリテラシーなどに応じて変化するため、個体群によって異なる。

なお、個体数削減は、被害という社会的課題の解決のために、被害が増えている要因の分析を行い、仮説をもって目標を定め、それを検証しながら捕獲を含めた対策を進めていくことが重要である。

- ✓ 個体数管理の目標の範囲の設定や評価及び施策の見直し・調整の考え方については、今後改めてガイドラインで整理する。

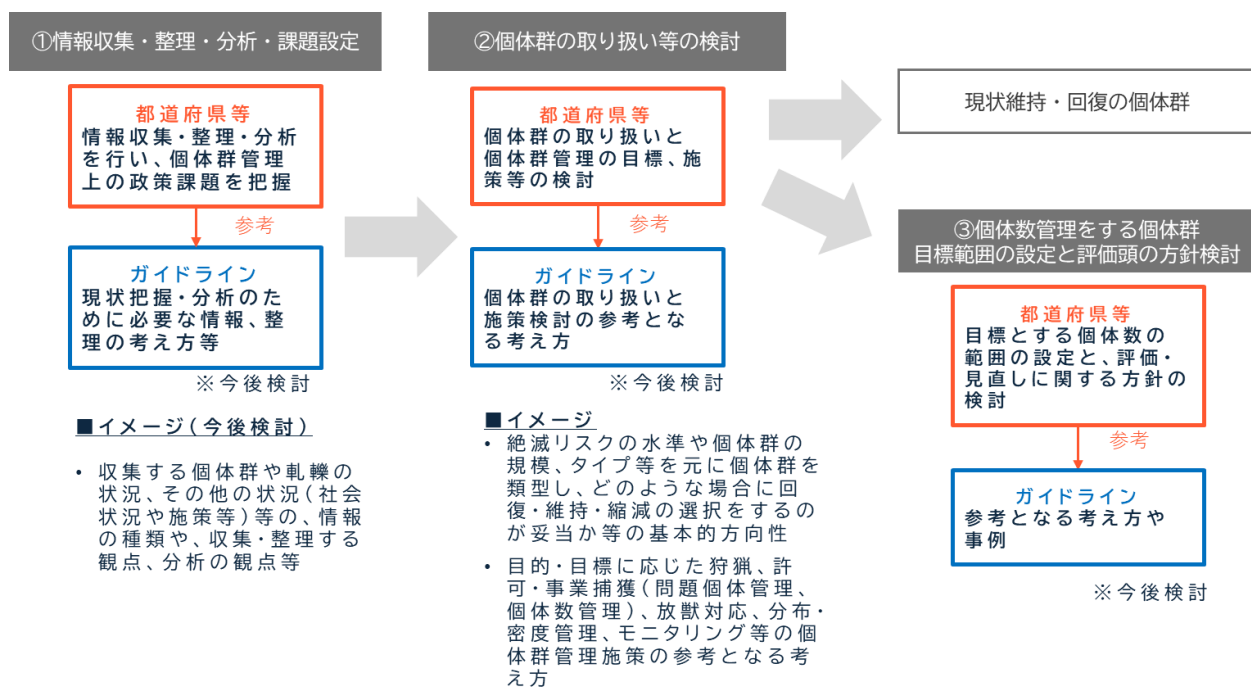


図3 個体群管理の方針検討の流れ